

燃料サーチャージ導入促進に係る対応について

1. 荷主団体の長、荷主企業に対して、燃料サーチャージの導入の促進に向けて書面をもって協力依頼を図る。
2. 荷主企業を対象とした[リーフレット](#)を作成し、荷主団体・主要荷主企業に配布する。
3. 燃料サーチャージ導入への協力を依頼するPR広告を荷主業界新聞に掲載する。
4. 全日本トラック協会提供ラジオ番組「[ドライバーズ・リクエスト](#)」において、燃料サーチャージ導入の理解促進を図る番組及びCMを放送する。
5. 全日本トラック協会及び都道府県トラック協会に燃料サーチャージ相談窓口を設置し、各種相談対応を行うことで燃料サーチャージの導入促進を図る。
6. 都道府県トラック協会は、燃料サーチャージ導入交渉に係る事業者・荷主のセッティング、適切な専門家の紹介、交渉書類に関するアドバイス等、諸業務について積極的に対応を図る。
7. 「燃料価格上昇に対処するための燃料サーチャージ導入等の対応ハンドブック」([概要版](#))([詳細版](#))を活用して、書面化の推進とあわせ全国でセミナーを開催する等、普及活動を実施する。
8. 適正化指導員の巡回指導において、「燃料価格上昇に対処するための燃料サーチャージ導入等の対応ハンドブック」([概要版](#))([詳細版](#))やリーフレットを活用することにより、燃料サーチャージの導入促進を図る。